

山形県吹奏楽連盟規約

第1章 総 則

第 1 条 (名称)

本連盟は、山形県吹奏楽連盟（以下県吹連という）と称する

第 2 条 (目的)

本連盟は、全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に即するとともに、本県吹奏楽の普及・発展、音楽教育の振興、社会貢献および青少年の健全育成を目的とする。

第 3 条 (組織)

本連盟は、村山、最北、置賜、田川、飽海の各地区吹奏楽連盟（以下地区吹連という）、およびそれぞれに加盟している団体により組織する。

- 1 本連盟は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、および職場・一般のアマチュア吹奏楽団の各部をもって構成する。小学生および中学生による吹奏楽団体も含む。

第 4 条 (加盟および脱退)

本連盟に加盟しようとする団体は、加盟金1,000円を添えて加盟申込書を各地区吹連をとおして会長あてに提出しなければならない。

- 1 本連盟を脱退しようとする団体は、文書をもって各地区吹連をとおして会長あてに届け出なければならない。

第 5 条 (会費)

本連盟の会費は年額として次の通りとし、毎年度初に各地区吹連をとおして本連盟事務局に納入しなければならない。〈全日本吹奏楽連盟負担金500円、東北吹奏楽連盟負担金1,000円を含む〉

- | | |
|------------------------------|--------|
| ① 幼稚園 | 4,000円 |
| ② 小学校、小学生による団体 | 6,000円 |
| ③ 中学校、中学生による団体、高等学校、大学、職場・一般 | 7,000円 |

第2章 事 業

第 6 条 (事業)

本連盟は、第1章第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 諸会議
- ② 吹奏楽コンクール
- ③ アンサンブルコンテスト
- ④ マーチングコンテスト
- ⑤ 小学生バンドフェスティバル
- ⑥ 演奏会、講習会
- ⑦ その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 役員および事務局

第7条（役員）

本連盟に次の役員をおく。

- ① 会 長 1 名
- ② 副 会 長 2 名（村山地区および飽海地区吹奏楽連盟会長）
- ③ 理 事 長 1 名
- ④ 副理事長 5 名（各地区吹連理事長）
- ⑤ 理 事 1 5 名（村山地区吹連選出の 7 名、他の 4 地区吹連選出の各 2 名）
- ⑥ 部門理事 4 名（小学校または小学生による団体 2 名、大学 1 名、職場・一般 1 名）
- ⑦ 監 事 2 名

第8条（役員の選任）

会長、理事長、部門理事など、各地区吹連から選出された役員以外の役員の選任は総会において過半数の承認を必要とする。

- 1 各地区吹連から選出の理事のうち 1 名は各地区吹連の事務局長とする。
- 2 総会の開催前に東北吹奏楽連盟への報告が必要な役員については、総会を待たずに第 1 回理事会で選出・報告し、あらためて総会での承認を必要とする。

第9条（役員の職務）

会長は、本連盟を総理・代表する。また、役員の職務を次のとおりとする。

- 1 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 2 理事長は、本連盟の事業を統括する。また、全日本吹奏楽連盟の正会員となる。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 理事は、本連盟の運営を審議し、執行する。
- 5 監事は、本連盟の会計を監査する。

第10条（役員の任期）

本連盟の役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第11条（事務局）

本連盟の事務等を円滑に処理するために事務局を組織し、事務局長の勤務地等におく。

- 1 事務局には事務局長 1 名、事務局次長 3 名、その他若干名の局員と事務補助をおく。
- 2 事務局長、事務局次長、局員は会長が任免する。
- 3 事務補助は、事務局長が任免する。
- 4 事務局員は有給とすることができる。
- 5 事務局会は、事務局員および各地区吹連事務局長をもって構成する。
- 6 事務局会は随時開催し、総会、理事会、各事業の準備および事務処理等に当たる。

第4章 名誉会長、顧問および相談役

第12条（名誉会長）

本連盟に名誉会長をおくことができる。名誉会長は総会の議決により決定し、以後終身とする。

第13条（顧問および相談役）

本連盟に顧問および相談役をおくことができる。

- 1 顧問および相談役は、総会において推薦し会長が委嘱する。
- 2 顧問および相談役は、会長、理事長および理事会の諮問に答える。

第5章 会 議

第14条（会議の種類）

第2章第6条により、総会、理事会および各事業の実行委員会等を開催する。

- 1 総会および理事会は、委任状を含め過半数の出席をもって成立する。
- 2 総会および理事会の運営等を円滑に進めるために事務局会を開催する。
- 3 各事業の実行委員会等は、主管地区を中心として組織し、事業の成果を上げるために必要に応じて開催する。

第15条（総会）

総会は、毎年1回会長が招集する。また、必要に応じて会長が臨時に招集する。

- 1 総会に付議すべき事項を次のとおりとする。
 - ① 事業報告および計画
 - ② 諸会計の決算および予算
 - ③ 役員の選任
 - ④ 規約の改正
 - ⑤ 名誉会長、顧問および相談役の推薦等に関する事
 - ⑥ その他、特に重要な事項

第16条（理事会）

理事会は、理事長、副理事長、理事、監事および事務局をもって構成し、理事長が招集する。

- 1 理事会は、毎年4回開催する。また、必要に応じて理事長が臨時に招集する。
- 2 理事会に付議すべき事項を次のとおりとする。
 - ① 事業の実施規定の改正
 - ② 事業の遂行に関する事。
 - ③ 総会によらない、その他の重要な事項に関する事。

第17条（議事録）

総会および理事会においては、議事録を作成し、これを保存する。

第6章 会 計

第18条（構成）

本連盟には次の会計をおく。

- ① 一般会計
- ② 各事業会計
- ③ 周年事業積み立て会計
- ④ 特別会計

- 1 一般会計は次の収入でまかなう。
 - ① 加盟金 ② 会費 ③ 事業収入 ④ 寄付金 ⑤ 協賛金、その他の収入
- 2 各事業会計は次のとおりとする。
 - ① コンクール会計 ② アンサンブルコンテスト会計 ③ マーチングに関わる会計
 - ④ 講習会等に関わる会計
- 3 周年事業積み立て会計は、周年事業の実施等に充てる。
- 4 特別会計は、上記の各会計に該当しない特別な状況等の出納に充てる。

第19条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章 その他

第20条（簿冊）

本連盟には、次の簿冊を整える

- ① 規定集
- ② 役員名簿および加盟団体名簿
- ③ 往復文書綴り
- ④ 収支に関する帳簿および領収書綴り等
- ⑤ その他必要な文書等

第21条（顕彰等）

本連盟の会長、副会長、理事長が退任する際は、下記により感謝状等を贈呈し、謝意を表すこととする。

記

- 会長：感謝状、記念品（1万円相当）
- 副会長：感謝状、記念品（5千円相当）
- 理事長：感謝状、記念品（5千円相当）

- 1 その他、本連盟の発展、吹奏楽の普及等に多大に寄与された個人・団体には、理事会の総意により感謝状を贈ることができる。

第22条（細則等）

本連盟主催の事業の実施等に必要な規定、細則および内規を次の通り定める。

- 1 会計規定
- 2 山形県吹奏楽コンクール実施規定、同 審査内規
- 3 マーチングコンテスト実施規定、審査内規（マーチングバンド・パトワーク・リグ連盟による）
- 4 小学生バンドフェスティバル実施規定、審査内規（ 同上 ）
- 5 山形県アンサンブルコンテスト実施規定、同 審査内規

第23条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において2／3以上の賛成によらなければならない。

《 付 則 》

本規約は、昭和33年 9月14日 制定、即日施行する。

〃	、昭和39年	5月16日	改正・施行する	〃	、平成 4年	5月14日	〃
〃	、昭和45年	5月19日	〃	〃	、平成 5年	5月12日	〃
〃	、昭和48年	5月12日	〃	〃	、平成 6年	5月20日	〃
〃	、昭和49年	5月31日	〃	〃	、平成 9年	5月16日	〃
〃	、昭和52年	5月21日	〃	〃	、平成10年	5月15日	〃
〃	、昭和54年	5月19日	〃	〃	、平成14年	5月 9日	〃
〃	、昭和55年	5月15日	〃	〃	、平成15年	5月14日	〃
〃	、昭和56年	5月23日	〃	〃	、平成16年	5月12日	〃
〃	、昭和57年	5月19日	〃	〃	、平成17年	5月16日	〃
〃	、昭和58年	5月17日	〃	〃	、平成18年	5月23日	〃
〃	、昭和59年	5月11日	〃	〃	、平成19年	5月 9日	〃
〃	、昭和60年	5月11日	〃	〃	、平成23年	5月24日	〃
〃	、昭和61年	5月19日	〃	〃	、平成26年	5月21日	〃
〃	、昭和62年	5月16日	〃	〃	、平成27年	5月20日	〃
〃	、昭和63年	5月14日	〃	〃	、平成31年	5月11日	〃
〃	、平成 元年	5月13日	〃	〃	、令和 3年	5月 8日	〃
〃	、平成 2年	5月12日	〃	〃	、令和 4年	5月 7日	〃
〃	、平成 3年	5月18日	〃	〃	、令和 5年	5月11日	改正、施行する。